

令和5年10月  
(第3回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和5年10月25日(水曜日)

令和5年10月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年10月25日(水曜日) 午前9時00分～午前10時00分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	淵脇 耕二
〃	2番	徳留 徳次
〃	3番	田淵 哲朗
〃	5番	溝田 耕一
〃	6番	後藤 望
〃	7番	富田 良成
〃	8番	吉永 一雪
〃	9番	山之口 勝一
〃	10番	川田原 司
〃	11番	北之口 洋一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子

事務局書記 中島 大貴

事務局会計年度職員 山下 晶子

佐多支所産業グループ 持留 明広

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年10月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は11名です。12番横原会長代理から欠席の届けがありました。よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、6番の後藤委員と7番の富田委員の両名を指名致します。本日の会議書記には事務局職員中島氏と山下氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。許可申請は5件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが5件でございます。

(1ページ 議案第8号の議案書、2ページの集計表の読み上げ)

受付番号1番の資料については、3ページ、4ページをそれぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

5番： 5番溝田です。10月16日午後1時より岩下推進委員、申請人、私で調査いたしました。現地は県道〇〇線沿い〇〇集落内の〇〇北側に位置し、西は道路、南は宅地、北と東側は水田で、すでに米の刈り取りが済んでいます。調査の意見としては、譲渡人は譲受人と同じ集落内に一人で居住されていて、数年前まではご主人とバレイショなどを耕作されていましたが、今後は耕作できないということで近くの譲受人に相談、所有権移転に至ってます。譲受人は北と東の水田も耕作されており、今後スナップエンドウ、バレイショなどを作付けされ、周囲に迷惑をかけないということで問題ないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の岩下推進委員、なにかご意見等ありませんか。

(意見、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第8号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第8号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第8号、受付番号2番、3番ですが、関連しております為、一括で審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番、3番の資料につきましては、5ページから8ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

6番： 6番後藤です。10月20日朝8時より譲受人、石走推進委員と私で調査いたしました。現地は4か所とも国道〇〇線を〇〇から山側に上がったところにあります。4か所とも譲受人が管理しており、現在はバレイショの植え付け準備のため、きれいに耕運されておりました。調査の意見としまして、耕地整理を行った際に名義変更がされていなかったとのこと。引き続き耕作を続ける意思もあり、元気なうちに書類上もきっちりしたいという意向でした。3条申請を許可することになんら異議はないと思えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の石走推進委員、なにかご意見等ありませんか。

推進委員： 後藤委員の報告のとおりで問題ないとえます。

議長： ありがとうございます。他の方はございませんか。よろしいですか。それではまず、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、

議案第8号受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第8号受付番号2番は許可することに決定いたします。

推進委員： すみません、よろしいですか。

議長： はい、野村委員どうぞ。

推進委員： 受付番号2番については説明がありましたが、3番についても同様の理由による申請でよろしいですか。譲渡人が異なる様ですが。

事務局： はい、同様の理由です。

議長： よろしいですか。それでは続けて、受付番号3番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号3番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第8号受付番号3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第8号受付番号3番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第8号 受付番号4番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号4番の資料については9ページ、10ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

9番： 9番山之口です。10月16日午前8時より譲受人、田邊推進委員と3人で現地調査を実施しました。現地は、〇〇より南東側約1kmに位置しております。現在はバレイショ植え付けの準備がされておりました。譲渡人と譲受人はいとこ同士とのことです。譲受人は、現在稲作、バレイショ栽培、牧草植え付けで営農されており、譲渡人は〇〇在住で今後農業をする予定はないことから相談し、本申請に至ったとのことです。調査の意見としても問題ないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の田邊推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号4番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号4番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第8号 受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第8号 受付番号4番は許可することに決定いたします。

議長： 次に受付番号5番ですが、田淵委員より提出されております。そのため、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室をお願いします。

(田淵委員退室)

議長： 議案に戻ります。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号5番の資料については11ページ、12ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

7番： 7番富田です。10月18日に譲受人と野村推進委員、私で調査いたしました。現地は国道〇〇線より約100m〇〇方向に入り込んだ水田地帯の一角で、水稻が作付けされ、刈り取りが終わっている状況でした。調査の意見としては、譲受人と譲渡人は姉弟の関係であり、姉の譲渡人が高齢で耕作する予定もなく、譲受人に相談、本申請になったとのこと。今後は譲受人が耕作するとのことと問題ないと思います。以上です。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の野村推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号5番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号5番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。  
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、  
議案第8号 受付番号5番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第8号 受付番号5番は許可することに決定いたします。

(田淵委員入室)

議 長： 次に議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(13ページ 議案第9号の議案書の読み上げ)

14ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

15ページから16ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

議 長： 11番に後藤委員に関する議案が提出されております。よって、南大隅町農業委員会  
会議規則第12条の議事参与の制限により退室をお願いします。

(後藤委員退室)

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

8 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

8 番： 12番、13番の借主は牧草を栽培されるとのことですが、牛を飼っていない人ですよね。なにか計画があるのですか。

10番： 畜産をしている〇〇さんと農地を交換して耕作していると聞きましたが、理由等は聞いていません。

事務局： 事務局でも前回の利用権設定の内容が茶だったので、電話で確認しましたが、牧草で間違いはないとの回答でした。それ以上は確認しませんでした。

議 長： おそらく〇〇さんが育てた牧草を〇〇さんが買い取るのではないのでしょうか。

10番： おそらく茶工場を回すために、お茶の値段が下がってますので、〇〇さんの農地を管理する代わりに育てた牧草を買い取ってるんだと思います。

議 長： そういうことだと思います。よろしいでしょうか。

7 番： すみません。

議 長： 1 番から 6 番は賃借料については斜線が引いてありますが、無料でしょうか。

事務局： 使用貸借で設定を提出いただきましたので、無料で間違いありません。

5 番： すいません、11 番の栽培作物は合ってますか。

事務局： 確認してまいります。

事務局： 確認してまいりました。すみません、事務局の勘違いでした。実際はお試しでキウイを栽培しているとのことでした。

議 長： それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 9 号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員「異議なし」でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 9 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 9 号は計画のとおり決定いたします。

(後藤委員入室)

議 長： 次に、議案第 10 号「地籍調査に伴う農地の地目調査の協議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 17 ページの議案第 10 号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第 10 号の議案書をもとに朗読及び説明)

事務局： 令和 4 年度の実施地区は、佐多伊座敷の浮津地区と大中尾地区、佐多馬籠の片野坂地区となっております。それでは別紙 1 ページの浮津地区からご説明いたします。2 ページ、3 ページは調査区域、4 ページは調査集計表となっております。(調査前と調査後の筆数、面積を説明。) 5 ページから 9 ページにかけて農地変更分の明細となっておりますので、お目通しください。

次に、10 ページの大中尾地区をお開きください。11、12 ページは調査区域、1



3 ページは調査集計表となっております。(調査前と調査後の筆数、面積を説明。) 14 ページから 45 ページにかけて農地変更分の明細となっておりますので、お目通しください。

次に、46 ページの片野坂地区をお開きください。47、48 ページは調査区域、49 ページは調査集計表となっております。(調査前と調査後の筆数、面積を説明。) 50 ページから 55 ページにかけて農地変更分の明細となっておりますので、お目通しください。以上です。よろしく申し上げます。

議長： ただ今、事務局より説明がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問見等ありませんか。

推進委員： よろしいですか。

議長： 岩下委員どうぞ。

推進委員： 推進委員の岩下です。前回の調査はいつあったのでしょうか。

事務局： いままで調査はありませんでした。これまで昔の字図のままだったので、順を追って地籍調査を行っているところです。

推進委員： 吉田です。よろしいですか。

議長： どうぞ。

推進委員： 私の地区では出ていく人が多いです。所有者が近くにいない、もしくは誰かわからない場所もあります。そのため、地籍調査がないほうがよかったという人もいました。また、地籍調査により所有者が判明した際、そこを耕作していた人に所有者から改めて賃借料・売価などを都会の宅地の値段で言われることもあったとの声もありました。

議長： 調査を行えば、さまざまな問題も出てくるかと思いますが、本来は所有者がきちんと登記を行わないといけないので、我々も手続きを行うよう声掛けを行っていきましょ

8 番： 確認です。

議長： 吉永委員どうぞ。

8 番： 地籍調査により、登記地目は変わりますよね。現況地目はどうなりますか。税務課が変えてくれるんですか。

11 番： おそらく、現況がすでに変わっている場所を調査しているかと。

事務局： そもそも今回の調査も税務課が行っているのです、地目も変わってくると思います。登記、現況が農地の場合は、農地と判断しているのです。今回、議案にあげている場所は調査を行い、確定した地目となります。

議長： よろしいですか。ほかにありませんか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断を

いただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第10号は原案のとおり承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、承認でございます。  
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第10号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり承認し、町長に意見を送付します。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。  
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： その他、あっせん申出、11月の行事予定について

8番： みなさんが心配しているであろう〇〇氏ですが、今週の日曜に収穫を行うようです。  
また、何かあれば報告いたします。

議長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和5年10月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員